

別記様式(第4条関係)

随意契約結果一覧

所属(課名) 西部水道事務所

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
有間野浄水場次亜貯槽交換 修繕	平成30年6月14日	(株)ウォーターテック名 古屋支店	586,440	586,440	松阪市飯南町有間野地内(有間野浄水場)において、次亜塩素の貯槽が破損している為、早急に修繕を行う必要が生じた。設置してあるポンプ等を流用する関係から設置業者である株式会社ウォーターテック名古屋営業所に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	
深野第一加圧所滅菌設備修繕	平成30年8月20日	三愛物産(株)	510,841	510,841	松阪市飯南町深野地内(深野第一加圧所)において、滅菌設備に支障が生じ、正常に塩素が注入できない状況となり、早急に修繕を行う必要が生じた。制御基盤との接続が必要である関係から設置業者である三愛物産株式会社三重支店に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	
飯南町深野地内減圧弁修繕 工事	平成30年10月10日	(株)大和鉄工所	1,166,400	1,166,400	減圧弁漏水及び減圧弁が機能しない状況となっており、早急に修繕の必要があることから地方自治法施行令第167条の第1項第5号により随意契約とした。	無	
西部浄水場導水管修繕	平成30年11月16日	上山組	592,920	592,920	松阪市飯高町森地内(西部浄水場導水管)において、導水管を支える支柱が破損しており、早急に修繕を行う必要が生じた。その為、地元業者であり、現地の状況を熟知している株式会社上山組に地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約とした。	無	

飯南町向粥見地内導水管修繕工事(その2)	平成31年2月12日	角谷水道	826,200	826,200	松阪市飯南町向粥見地内において、道路管理者である三重県松阪建設事務所より、導水管の移設依頼があったため、平成30年度西部水道事務所管内浄水場外施設維持管理等業務委託(2)の受託業者である角谷水道に地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約とした。	無	
----------------------	------------	------	---------	---------	--	---	--